

役に立つ消費税実務問答集

消費税は導入以来、税率の改正、軽減税率制度の導入に加え、各種の制度改正が行われてきましたが、今では、国民の生活に溶け込み、我が国の基幹税として定着しています。

しかしながら、消費税は所得税や法人税

等とは課税の対象及び税額計算の方法等が異なることもあり、今も制度の内容等をはじめとして多くの相談が寄せられています。

そこで、本稿においては消費税の課税関係に関する疑問点を解説するとともに、令

和5年10月に導入されるインボイス制度、令和3年度の主な消費税の改正事項等についても解説することとします。

税理士 宮川 博行

課税関係に関するQ&A

【納税義務者】

過去2年以上課税資産の譲渡等がない場合

Q1 10年前に設立し、小売業を営んでいた子会社は、5年前に店をたたんでまったくの休業状態となっていました。今年になって取引先の勧めもあり、営業を再開することにしました。課税事業者の選択に当たって、新規開業と同様に扱われますか。

A1 その課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円以下であることにより免税事業者となる場合であっても、消費税課税事業者選択届出書を提出することにより、課税事業者となることができます(消法9④)。この届出書の効力は、原則として、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間から生ずることとなりますが、事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間に提出した場合は、その課税期間から効力が生ずることとされています(消法9④、消令20一)。

この場合の「国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」については、法人は、原則として、その法人の設立の日の属する課税期間をいいますが、例えば、非課税に該当する社会福祉事業のみを行っていた法人又は国外取引のみを行っていた法人が新たに国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した課税期間など、実質的に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した課税期間についても含まれることとされています(消基通1-4-7)。

また、休眠会社が事業を再開した場合や個人事業者が長期間休業した後、改めて事業を再開した場合などについては、事業を再開する課税期間の開始前に届出書を提出することが困難な場合もあることから、事業を再開した課税期間などその課税期間開始の日の前日まで2年以上にわたって課税資産の譲渡等又は課税仕入れ等がなかった場合には、その事業を再開した課税期間を事業を開始した課税期間に含まれるとして扱われます(消基通1-4-8)。

したがって、事例のように2年以上休眠状態にあった法人や休業していた個人事業者が事業を再開した場合には、その再開した課税期間に消費税課税事業者選択届出書を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることとすることができます。

自社ビルの建設に係る高額特定資産を取得した場合の適用関係

Q2 当社は、簡易課税制度の適用のない3月決算法人ですが、本社ビルの建設を計画しており、①設計完了X2年3月(設計料2000万円(税抜き))、②建設工事の委託X2年5月、③完成予定X4年5月(工事対価5億円(税抜き))の予定となっています。

このような場合において、高額特定資産を取得した場合の特例規定等の適用関係はどのようになるのでしょうか。

A2 課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産(税抜きの課税仕入れ等の金額が1000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産)の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年間は納税義務の免除を受けないこととされています。

また、自己建設高額特定資産については、その自己建設高額特定資産の建設等に要した費用の額の税抜きの累計額が1000万円以上となっ

た日の属する課税期間の翌課税期間から、その自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは間は納税義務の免除を受けないこととされています。

この場合の自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいうこととされています(消法12の4①)。

事例の場合は、事業者自らが建設主となり、その建物を建設業者との請負契約に基づき取得するものですから、自己建設高額特定資産の取得に該当するものですが、X2年3月に自社ビルの建設に係る税抜きの設計料2000万円が生じており、この場合の設計料は自己建設高額特定資産の建設等に要した経費に係る課税仕入れの支払対価の額に該当するものです(消法12の4①、消令25の5①二)。このため、X2年3月の設計が完了した時が自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当し、X4年5月の工事完了(予定)の課税期間(X5年3月期)が建設等が完了した課税期間に該当することになります(消法12の4①)。

したがって、自己建設高額特定資産の仕入れを行った場合に該当する課税期間の翌課税期間(X3年3月期)から自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間(X7年3月期まで)は納税義務の免除は受けられないこととなります。また、同様にX6年3月31日までは簡易課税制度選択届出書の提出はできないこととされますから、その結果、X7年3月31日までの課税期間においては簡易課税制度の適用を受けることはできないこととなります。

【課税の対象】

管理組合から借り受けた駐車場を組合員以外の者に貸し付ける場合の課税関係

Q3 A法人は、区分所有するマンションをX法人に事務所用として賃貸し、同マンションの管理組合から借り受けた駐車場をX法人に貸し付けることとしていますが、課税関係はどのようになりますか。なお、この駐車場は、全戸割当てではなく、希望する区分所有者に限り管理組合から借り受けられることになっています。

A3 消費税は、国内において事業者が行う資産の譲渡等を課税対象としており(消法4①)、マンション管理組合の消費税の課税関係は、管理組合と組合員との間の取引は不課税に、組合員以外の者との間の取引は課税対象になるものとして取り扱われています(国税庁質疑応答事例「マンション管理組合の課税関係」参照)。

この駐車場の貸付関係は、管理組合とA法人の間における契約と、A法人とX法人の間における契約が格別に成立していると認められることから、それぞれについて課税関係を判断することとなります。したがって、事例の管理組合とA法人の間における駐車場の貸付けについては管理組合と組合員との間の取引であり不課税に、A法人とX法人の間における駐車場の貸付けについては、通常の事業者間の取引であり課税対象になります。

共同販売促進費の取扱い

Q4 契約に基づいてメーカー等が自己及び系列販売店のために展示会等を行い、これに要した費用の一部を系列販売店が負担することとしている場合の、共同販売促進費の分担金の課税関係はどのようになりますか。

(2面に続く)

A4 同業者団体又は企業グループ等の構成員が共同して宣伝、販売促進、会議等の共同行事を行う場合には、その共同行事の主宰者は、その共同行事のために要する費用を賄うために、その構成員から負担金、賦課金を収受するケースがあります。このような場合の負担金、賦課金等については、その主宰者が構成員のために自己の名において宣伝、販売促進等を行って、その対価として負担金等を収受することとしている場合には、主宰者の構成員に対する役務の提供の対価として課税の対象となります。

したがって、この場合には、その負担金等の額が、主宰者の課税売上増となるとともに、参加者における課税仕入れとなります。

しかしながら、例えば、その宣伝活動等は主宰者が自己の名において構成員のために行うというよりも、共同して宣伝活動等を行うものである場合には、その宣伝活動等は主宰者を含むその構成員の共同事業であり、各構成員が実施したものとするのが実態にかなっていると考えられます。このようなことから、その共同行事のために要した費用の全額について、その共同行事への参加者ごとの負担割合があらかじめ定められている場合に、その共同行事の主宰者が、その負担割合に応じて各構成員がその共同行事を実施したものと、その構成員から収受した負担金、賦課金等につき仮勘定として経理しているときは、この処理が認められることとされています(消基通5-5-7)。したがって、この場合には、主宰者においては消費税の課税関係は生じないこととなります。

なお、その共同行事への参加者は、その負担した負担金、賦課金等により賄われた費用のうち課税仕入れに該当するものがあるかどうかを判定し、課税仕入れに該当する部分について各参加者の負担割合に応じて仕入税額控除の対象とすることとなりますが、主宰者は、各参加者に対して課税仕入れに係る請求書の写し及び負担割合に応じた各参加者の負担額の明細書等を交付する必要があるものと考えられます。

(注) インボイス制度導入後の共同事業に係る適格請求書の保存については、Q11を参照してください。

【課税標準】

対価未確定の場合の処理

Q5 当社は、経営コンサルティング業を営んでいますが、ある取引において、当初の予定より大幅に作業量が増加したため、報酬の増額交渉をしていたところ、途中で期末を迎えてしまいました。報酬額が未確定でしたが、業務は完了していたため、当初予定の報酬額を対価の額として課税売上げの処理をし、申告しました。その後、報酬額の増額の合意に至ったのですが、報酬の増額分について何らかの処理が必要でしょうか。

A5 事業者が課税資産の譲渡等を行った場合には、その課税資産の譲渡等に係る対価の額が消費税の課税標準となりますが、その資産の譲渡等を行った課税期間の末日までにその対価の額が最終的に確定しなかった場合には、その課税期間の末日における現況により、その対価の額を適正に見積り、その見積額によりその課税期間の課税標準額を計算することになります。

また、この場合のように見積額により課税標準額を計算した場合において、見積額と確定金額との間に差額が生じた場合には、最終的に対価の額が確定した課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に見積額と最終的に確定した金額の差額について、①増加した場合は加算し、②減額となった場合は減算することになります(消基通10-1-20)。

したがって、役務の提供を行った課税期間においては、課税期間の末日の現況により見積もった金額により課税売上げを認識するとともに、その対価の額が確定した課税期間において、見積額との差額がある場合は、資産の譲渡等の対価の額に、①増加した場合は加算し、②減額となった場合は減算する必要があります。

【税額控除】

外国のECサイトで販売するために商品を外国に輸出する場合の課税関係

Q6 当社は、商品をA国内の保税地域内の当社の保税倉庫あてに輸出し、A国国内においてECサイト(ネット通販など)を活用して商品を販売しますが、消費税の課税関係はどのようなになりますか。

A6 消費税は、国内において事業者が行う資産の譲渡等を課税対象としているため(消法4①)、国外における取引は課税されません。また、一定の輸出取引は消費税が免除(輸出免税)され(消法7①)、国外で販売する等のために自己あてに輸出した場合に

は特例規定が置かれています(消法31②)。

関税法における「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいうとされており(関税法2①二)、照会の取引は仕入れた商品等をA国の自己あてに輸出をするものですから、貨物の輸出には該当します。しかしながら、この輸出は単に自己の商品をA国に移転させるにすぎませんから、対価を得て行うことが前提となる「輸出として行われる資産の譲渡」には該当せず、輸出免税の適用対象とはなりません(消法7①)。

ただし、この商品の輸出は、国外における資産の譲渡を行うための輸出であることから、消費税法31条2項に定める「国内以外の地域における資産の譲渡等のため、資産を輸出した場合」に該当し、その輸出価額相当額(輸出申告書に記載する金額)が貴社の課税売上割合の計算上、分母及び分子に加算することができることとなります(消法31②、消令48)。この場合の貨物の輸出に係る証明として、貴社が受けた輸出許可書を保存する必要があります。

なお、国外において譲渡するための商品の課税仕入れは、貴社が個別対応方式を適用するときは、課税資産の譲渡等のみ要するものとして全額控除の対象となります(消法31②、消基通11-2-13)。また、A国国内のECサイトにおける商品の販売は、国外取引に該当し、消費税の不課税取引に該当することとなります(消法4①、③一)。

飲食料品に係る販売奨励金の取扱い

Q7 飲食料品のメーカーですが、当社では、製品の販売拡充を図るために、取引先に対して販売奨励金等を支払っています。販売奨励金は売上げに係る対価の返還に該当することですが、金銭の支払に変えて当社製品(飲食料品)を一定金額又は一定数量以上の仕入れを行った取引先を招待して観劇会を催す場合の適用税率など消費税の取扱いはどのようになりますか。

A7 事業者が販売促進等の目的のため、取扱商品等の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭により支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当することとして取り扱われています(消基通14-1-2)。また、この場合の取引先には、課税売上げの直接の相手方である卸売業者等のほか、その先の販売先である小売業者等も含まれるとされており、直接の取引先ではないこれらの事業者に対して支払ういわゆる「飛越しリベート等」も売上げに係る対価の返還等に該当するとされています。

得意先である取引先に対する割戻しを、金銭による支払に代えて、得意先を観劇や旅行等に招待した場合や、観劇券や旅行券を交付する場合も見受けられますが、これについては、法人税の取扱いにおいて交際費等に該当するものであり、消費税の売上げに係る対価の返還等には該当しません。しかしながら、消費税においては、得意先を観劇や旅行等に招待した費用は招待した事業者の課税仕入れとなりますから、貴社の仕入税額控除の対象となります。また、観劇券や旅行券を購入して交付する場合は、これらの観劇券等の購入は物品切手等の購入に当たり、非課税仕入れ(又は不課税仕入れ)となりますから課税仕入れには該当しません。

なお、売上げに係る対価の返還等の金額として取り扱われる販売奨励金等に適用される税率については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡の事実に基づいて、それらに適用された税率を基準に適用される税率を判断することとされています。したがって、標準税率の適用となる課税資産の譲渡等の事実に基づいて支払われるものは標準税率が適用されることとなり、飲食料品の譲渡に係るものは、軽減税率が適用されるということとなります。

インボイス制度に関するQ&A

インボイス制度の概要

Q8 令和5年10月1日から消費税にインボイス制度が導入され、今年の10月1日から登録申請の受け付けも始まることですが、どのような制度となるのか教えてください。

A8 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。インボイス制度では、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります(新消法30、57の2、57の4)。

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます(新消法57の4①)。

1 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られ、納税地の所轄税務署長の登録を受ける必要があります(新消法57の2②、インボイス通達2-1)。登録申請書は、令和3年10月1日から受付が開始されます(28年改正法附則18、44①)。

※ 令和5年10月1日に登録を受ける場合は、令和5年3月31日(困難な事情がある場合は令和5年9月30日)までに登録申請書を提出する必要があります(28年改正法附則44①)。

※ 税務署長から通知される登録番号の構成
・法人番号を有する課税事業者 T+法人番号
・その他の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等) T+13桁の数字

2 適格請求書発行事業者の義務等

(1) 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、次の義務が課されるとともに、それぞれの書類の写しを保存する義務が課されています(新消法57の4①②③④⑤⑥、新消令70の11)。

イ 取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項が簡易な「適格簡易請求書」を交付することができます。

ロ 売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務

ハ 交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書等を交付する義務

※ 適格請求書類似書類の交付の禁止等
適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています(新消法57の5、65四)。

- ① 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
② 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

(2) 適格請求書の交付義務の免除

次の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます(新消法57の4①、新消令70の9②、新消規26の6)。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。)
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。)
④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)

3 適格請求書の記載事項等

適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項は、次のとおりです。なお、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します(新消法57の4①②、インボイス通達3-1)。

※ 下線の項目が、現行の「区分記載請求書」の記載事項に追加される事項です。

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います(新消法57の4①四、新消令70の10、インボイス通達3-12)。

4 仕入税額控除の要件

インボイス制度の下では、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりますから(新消法30⑦⑧⑨)、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として、仕入税額控除できません。

- (1) 帳簿の記載事項
保存が必要な帳簿の記載事項は、現在と同様です(新消法30⑧)。
- (2) 請求書等の範囲
保存が必要となる請求書等には、次のものが含まれます(新消法30⑨)。
① 適格請求書又は適格簡易請求書
② 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載され、相手方の確認を受けたもの)
③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記2(2)②③の取引が該当します。)
④ ①から③の書類に係る電磁的記録
- (3) 請求書等の保存を要しない場合
請求書等の交付を受けることが困難な次の取引は、請求書等の保存を要せず、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます(新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4)。
① 適格請求書の交付義務が免除される前記2(2)①④⑤に掲げる取引
② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められることとされていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます(新消法30、45、新消令46、62)。ただし、売上税額を積上げ計算により計算する場合には、仕入税額も積上げ計算により計算しなければなりません。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

- ① 積上げ計算
適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法
- ② 割戻し計算
適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法

免税事業者による適格請求書発行事業者の登録等

Q9 免税事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるために、どのような手続きを行えばよいのですか。

A9 インボイス制度では、仕入税額控除の要件として、原則として、適格請求書(インボイス)の保存が必要になり、適格請求書を交付しようとする事業者は、所轄税務署長に適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります(新消法57の2①②④)、適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られますので(新消法57の2①)、免税事業者は課税事業者を選択して課税事業者になる必要があります。

免税事業者が令和5年10月1日に登録を受けようとする場合、本来であれば、課税事業者になろうとする課税期間の前課税期間に課税事業者選択届出書を提出する必要がありますが、今回の改正では、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられていますので(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)、登録を受けるに当たり、課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

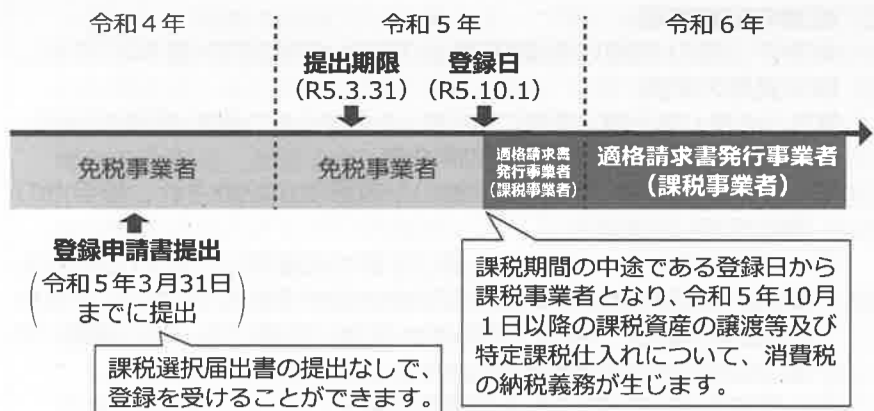
したがって、令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、令和5年10月1日に登録事業者の登録を受け、同日から課税事業者となることになります。

(注) この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

また、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません(新消法57の2②、新消令70の2)。

免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録を受けようとする場合は、次のような適用関係になります。

(4面に続く)



登録に当たっての留意点

- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- 適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも、申告が必要になります。

適格請求書発行事業者の登録に係る経過措置を受ける事業者の簡易課税制度の届出の特例

Q10 免税事業者が令和5年10月1日から課税事業者となる場合で、同時に簡易課税制度を選択する場合はどのようになりますか。

A10 基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者が簡易課税制度の適用を受けようとする場合、原則として、適用を受けようとする課税期間の前課税期間までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。前問の課税事業者を選択する免税事業者が簡易課税を利用する場合に、いつまでに簡易課税制度選択届出書を提出する必要があるのか疑問が生じます。

そこで、この簡易課税制度選択届出書の提出時期に関し、令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合で、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置の適用を受ける事業者は、その課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載した届出書を令和5年10月1日の属する課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用できる経過措置が設けられています。

したがって、前問のケースでは、登録を受ける課税期間中(令和5年12月31日まで)に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、令和5年分から簡易課税制度を適用することが可能となります。

共同事業における構成員が保存しなければならない適格請求書等

Q11 Q4において共同事業として各構成員の負担割合に応じて各構成員の課税仕入れとされる場合において、インボイス制度導入後の適格請求書の保存関係はどのようになりますか。

A11 事例の主事者が立替払を行った場合のように、その課税仕入れに係る適格請求書が幹事会社等のみに交付され、各事業者が適格請求書の交付を受けることができない場合には、幹事会社等から立替払に係る適格請求書の写しの交付を受けるとともに、各事業者の課税仕入れに係る仕入税額控除に必要な事項が記載された明細書等の交付を受け、これらを併せて保存することにより、各事業者の課税仕入れに係る適格請求書の保存があるものとして取り扱われます。

なお、構成員である各事業者に交付する適格請求書のコピーが大量となる等の事情により、幹事会社等がコピーを交付することが困難なときは、幹事会社等が立替払に係る適格請求書を保存し、かつ、例えば、明細書等に各事業者の課税仕入れに係る相手方の氏名又は名称及び登録番号を記載するなど各事業者の課税仕入れが適格請求書発行事業者から受けたものかどうかを各事業者が確認できるための措置を講じた上で、幹事会社等が仕入先から交付を受けた適格請求書を保存して各事業者に明細書等を交付することにより、構成員である各事業者はこの明細書等の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます(インボイス通達4-2)。

適格請求書に係る電子データによる提供

Q12 現在、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。

A12 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方の求めに応じて適格請求書を交付する必要がありますが、交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます(新消法57の4①⑤)。したがって、請求書データに適格請求書の記載事項を記録して提供することにより、適格請求書の交付に代えることができます。

また、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を①電磁的記録のまま、又は②紙に印刷して、その提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存することになります(新消法57の4⑥、新消令70の13①、新消規26の8)。提供した電子データを電磁的に保存しようとする場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の定めに従って、一定の要件を満たした状態で保存する必要があります。

(参考) 電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次のような方法があります(インボイス通達3-2)。

- ① いわゆるEDI取引における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

令和3年度の消費税の主な改正事項

Q13 令和3年度の消費税の主な改正事項について教えてください。

A13 令和3年度の消費税の主な改正事項は次のとおりです。

1 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し
消費税の仕入控除税額は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算することになります(消法30②)。個別対応方式を適用する場合、課税・非課税共通の課税仕入れ等の税額について、課税売上割合を乗じて控除税額を算出することとなりますが、所轄税務署長の承認を受けた場合には、課税売上割合によるあん分に代えて承認を受けた合理的な割合(課税売上割合に準ずる割合)によることが認められています(消法30③)。

改正前において、課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合は、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用されることとされてきました。このため、課税期間の末日近くに申請を行った場合に、承認の日によっては、適用を受けようと考えていた課税期間から適用を受けられないというケースがありました。

このようなことから、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、課税期間の末日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合は、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用されることとされました(消令47⑥)。

この改正は、令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用されています。

2 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し
資産を郵便物として輸出する場合(その資産の価額(注)が20万円以下の場合に限ります。)に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等については、右の表のように改正されました。

(注) この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額(例えば、輸出物品の販売金額)となります。

なお、この改正は、令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されます。

改正後	
小包郵便物又はEMS郵便物の場合	日本郵便株式会社から交付を受けたその郵便物の引受けを証する書類 及び 発送伝票等の控え(以下の事項が記載されたもの) ①輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ②品名並びに品名ごとの数量及び価額 ③受取人の氏名又は名称及び住所等 ④日本郵便株式会社による引受けの年月日
通常郵便物の場合	日本郵便株式会社から交付を受けたその郵便物の引受けを証する書類(品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの)

3 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

より一層の金又は白金の密輸抑止を進める観点から、事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方(売却者)の本人確認書類について、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれることとなりました(詳細は、国税庁のホームページを確認してください)。

なお、この改正は令和3年10月1日以後に行われる課税仕入れから適用されます。